

【給付奨学金多子世帯の考え方】

扶養する「子ども」の範囲は、生計維持者2名（原則、申込者の父母）のどちらかが**住民税の扶養親族**としている人のうち、扶養している生計維持者よりも**年長でない**人や生計維持者の尊属でない人となります。

（生計維持者が住民税の扶養親族としていない人は含みません。）

※住民税の扶養親族とは、今回は2022年の12月31日時点で扶養している親族として税の年末調整、確定申告又は住民税申告で申告し、対象となった方をいいます。扶養親族になるには、年齢や学生であるかどうかは関係しません。この情報は2023年度（令和5年度）の住民税の情報に反映されています。税法上の控除額がない16歳未満の者も税の申告があれば扶養親族に含みます。

